

令和４年度第２回丸亀市文化芸術推進審議会（書面会議）会議録	
日 時	令和５年２月２１日（火）
出席者 （回答者）	岩崎勲 大村隆史 篠原勉 嶋田典人 高橋勝子 中井今日子 長原孝弘 橋本一仁 廣谷鏡子 藤井満美 藤井睦子 森合音 山下高志 横山純果 【欠席者（未回答者）】正木かつみ
議 題	審議事項（１）丸亀市パブリックアート設置ガイドライン（案）について
発 言 要 旨	
議題 審議事項 （１）丸亀市パブリックアート設置ガイドライン（案）について 回答者 １４名、うち意見あり６名 意見等は以下のとおり（順不同） （大村委員） ・「１．目的」について、「ことで」という表現の重複があるように思います。（１行目、３行目）。３行目を「進め」に改めるのでしょうか。 →（市）修正する方向で検討します。 ・「彫刻等の作品」には、物体を伴わないアートプロジェクトやイベント（パフォーマンスなど）は含まれるのか否か。含まれる場合に、基本方針の表現が必要十分かどうか検討が必要に思う。含まない場合は、「パブリックアート」に対する視野の狭さを感じる。定義づけが必要か？ →（市）物体を伴わないものは含めておりません。パブリックアートについて、パフォーマンスを含む見解もありますが、多くは公共空間に「設置される」芸術・文化作品とされており、物体を伴うものと認識しています。 ・ガイドライン全体を通して、市民参加の視点がとても弱く、現代にあった内容かどうか疑問がある。 →（市）市民参加には、パブリックアートへの市民意識の醸成が必要であり、時間を要すると考えています。一方で、大手町地区の再編整備にあたって、一定のルールづくりが急がれる状況でもあります。市内部の仕組みとしてスタートし、運用する中で、市民意識の高まりを見ながら、追加修正したいと思います。 （山下委員） ・パブリックアートの適用範囲について ガイドライン（案）には「パブリックアート」という言葉が使われていて、その言葉の定義に当たるものが、（案）の２．対象と、資料２の２．（２）で説明されています。 日本では 90 年代に野外彫刻という言葉でパブリックアートが推進されてきたようですが、このガ	

イドラインでは、資料２の２．（２）の記載事項を含めて明確に適用範囲を記載した方が良いと考えます。

→（市）他の項目も含め、各項目の記載内容が明確になるよう、資料２にある説明もガイドライン本編に記載いたします。

・パブリックアートの設置の基本方針について

ガイドラインの３．（２）③「ふさわしくない作品」や２．（３）③「周辺環境と不調和」という記述がありますが、これらの判断は配置プランの作成に記載されている４．（４）庁議構成員による「（仮）パブリックアート設置検討会」で行われるのでしょうか？

そうであれば、項目４．配置プランの作成の中で、そのような判断をするという内容を明確に記述し、かつ「（仮）パブリックアート設置検討会」の構成も記述して市民が十分理解できるようにする必要がありますと考えます。

→（市）作成された配置プランがガイドラインに沿っているかについて、庁議構成員による「（仮）パブリックアート設置検討会」で最終判断することを想定しています。また、「庁議構成員による」とお示ししているとおり、市長、副市長、教育長、モーターボート競走事業管理者のほか各部長が構成員となりますので、市民にも理解いただけるよう記述内容を検討します。

・パブリックアートの情報発信について

ガイドラインの４．②「庁内で共有するとともに広く情報を発信する」との記述がありますが、必要な情報は市民と共有できるように、データをオープンにする必要があると考えます。例えば、パブリックアートの地図を作成してそこで画像やデータをスマホで見られるようにするなどの発信が望まれます。

→（市）取りまとめた情報は、地図などにまとめホームページなどで公開したいと考えています。

・景観や環境への配慮についての質問

ガイドライン（案）３（１）③と景観計画との整合性の記述があり、項目４（３）に、必要に応じて丸亀市景観審査会に意見を求めるとされていますが、どのような審査会で、過去に審査例があるのでしょうか？

→（市）景観審査会は、景観条例に基づき届出が必要となる一定規模以上の工作物や建築物について、色彩や意匠等についての審査を行っています。これまで彫刻等が届出・審査の対象になった事例は伺っていませんが、大型の作品や壁画等が審査の対象となる場合があります。また、景観計画に照らして判断に迷うような場合に参考とする意見を求められるよう、当該審査会を記載しています。

(嶋田委員)

- ・むれ源平石あかりロードにみる歴史的資源（源平屋島合戦（1185年））、庵治とあわせて地場産業の石材産業に見るように、歴史や産業にあわせ、景観との調和、よく見えるところに設置。観光とも結びつくといい。

→（市）観光等の他分野との連携を意識しながら、取り組みを進めたいと思います。

(藤井（満）委員)

- ・設置されたパブリックアートについてのマップを作成し、HPなどを利用して、広くアピールすることを盛り込まれるといいと思います。

→（市）ご意見のとおりガイドラインに盛り込むよう修正いたします。

(広谷委員)

- ・「パブリックアート」というと、ニューヨークの、そしてその後日本にもできた「LOVE」のオブジェが思い浮かびます。そもそも最初は、普通の市民はギョッとする、違和感のあるものだったのではないのでしょうか。「ルーブル美術館」の入り口のピラミッドも最初は不興を買ったようですし、「草間彌生のカボチャ」も今では多くの人に受け入れられていますが、同様だったのではないのでしょうか。「アート」自体が本来、それまで誰も見たことのないアバンギャルドなものだと思いますが、このガイドラインによると、そういうものを設置して不評は買いたくないという、少々腰がひけた態度を感じました。しかし、環境に馴染む、美しい、上品な芸術品を街中に展示しても、話題にならねば誰も来ません。私が子供の頃、丸亀市長が、市庁舎に「裸婦像」を設置する際、「パンツを履かせろ」と言ったという（都市伝説かもしれませんが）エピソードを聞いたことがあります。その時、シャレの分かる芸術家が、「パンツを履いた裸婦」彫刻を作っていたら、今頃、丸亀市に来たらみんなが立ち寄る人気のある広場になっていたかもしれません。
- こんなウェブページを見つけました。「住民の反発から誇りへ」とあります。

→<https://culture.yokohama/studies/600/>

幸福なことに、丸亀には、アバンギャルドの象徴、猪熊美術館があります。アバンギャルドな街、と名乗れない自治体ではないはずです。そのためには、もっと「覚悟」を決めないといけないのではないのでしょうか。

そもそも、丸亀の街にいて気づくことですが、悲しいかな、「歩いている人」がいません。このガイドラインの「市民が日常的に文化芸術に触れる機会を提供する」という目的を果たそうとするならば、市民が日常的に歩いている、という状況が必要です。奇抜なもので人を呼ぶ、と言いたいわけではありません。高い芸術性を持った、アバンギャルドなアートを選ぶことに、臆病になるべきではありません。それを誰が選定し、誰が決定するのか、それ以降のことがここには書かれていませんが、おそらく数多くの「アートで失敗した」自治体にならないように、「猪熊さんの街」の名折れにならないように、さらに十分な議論が尽くされるべきだと思います。「多くの市民から賛同を得られる」作品は、本質的に「アート」ではないのかもしれませんが。

→（市）前衛的な点や鑑賞者に感覚的な変動を与える点など、アートの本質的な部分はもちろん、表現の自由を否定するものではありませんが、不特定多数の方の目に触れる場所である市有施設等の公共的空間に、市民の多くが賛同できない作品を設置することは、市としては難しいと考えています。

より深くアートに触れることを望まれる方には、ご紹介いただいた丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の展覧会での鑑賞につなげるなど、パブリックアートがきっかけとなれるよう情報発信などの取組みを工夫してまいります。

（横山委員）

- ・アートの設置以前に、町の景観に対して、丸亀市がどういったものをゴールにしているのかというところが見えない。

城下町としての丸亀を大切にしているとは思えないような外観の建築物がお城の周辺にできたりしており、そこに対する規制が必要だと感じている。

→（市）市としての景観形成の考え方や進め方は景観計画に示されており、その中で丸亀城周辺についても景観形成の方針が定められています。特に丸亀城周辺は他のエリアと比べ、建築物や工作物の整備の際に届出が必要となる規模や守るべき景観形成の基準が厳しく設定されており、事前に事業者と協議しながら進めているところです。パブリックアートについても、丸亀城周辺をはじめ、エリアごとの景観形成の基準に沿って取り組みたいと考えています。